

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	いそどり訪問看護リハビリステーション
所在地	〒216-0022 神奈川県川崎市宮前区平6丁目5-3 グレース宮前101号
事業所指定番号	1465590377
連絡先	電話：044-740-9737 ファックス：044-740-9747
事業所責任者	小松 証
管理者	神坂 倫子
サービス提供地域	宮前区、高津区、中原区、青葉区、都筑区

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理看護師	従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握そのた管理を一元的に行います。また、従業者に運営基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	1名（常勤）
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、ご利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	1名（常勤） 4名（非常勤）
理学療法士	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、ご利用者様の状態に合わせ、リハビリテーションをします。	0名（常勤） 1名（非常勤）
作業療法士	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、ご利用者様の状態に合わせ、リハビリテーションをします。	4名（常勤） 2名（非常勤）
言語聴覚士	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、ご利用者様の状態に合わせ、リハビリテーションをします。	0名（常勤） 0名（非常勤）
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	0名（常勤） 1名（非常勤）

3. 事業の目的・運営方針

目的	ご利用者様の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るとともに安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	ご利用者様の心身の状況や家庭環境を踏まえ、事業の実施にあたっては居宅支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、ご利用者様の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため総合的なサービスの提供に努めます。

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで	午前 9 時 00 分から午後 18 時 00 分

※ 土・日・年末年始（12/31～1/2）は休業となります。

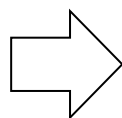
※ ご利用者様の状況に応じて、営業時間以外での訪問看護サービスを行っています。

5. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護
- ⑨ その他、状況に応じて対応する

6. サービス利用料及びご利用者様負担

- ① 介護保険給付対象サービス
- ② 医療保険給付対象サービス
- ③ 公的保険給付対象外サービス
- ④ キャンセル料



別紙参照

ご利用日の前営業日の 18 時までにご連絡いただいた場合	料金はかかりません
ご利用日の前営業日の 18 時までにご連絡がなかった場合	利用者負担額の 100%

※ ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

※ ただし、病状悪化など正当な理由がある場合は当日連絡でもキャンセル料は発生しません。

⑤ その他の費用

- 1) サービスの実施に必要な水道・ガス・電気料金
- 2) オムツ、ガーゼ等の消耗品
- 3) その他（実費負担のある場合はその都度説明・確認いたします）

⑥ 利用料金などのお支払方法

ご請求書は 1 ヶ月単位となります。毎月月末締めとさせて頂き、当該月分のご利用料金を翌月 10 日までに発行いたします。お支払いは原則として口座振替にて毎月 26 日（祝日休日の場合は翌営業日）に、ご指定の金融機関の口座から引き落としをさせていただきます。

ご利用者様のご希望があれば相談させていただくことも可能です。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、別紙に定める【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】【法人におけるご利用者様の個人情報の利用目的】に基づき必要最小限において使用するものとする。

8. 相談窓口、苦情対応

● 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	044-740-9737
FAX 番号	044-740-9747
担当者	小松証
その他	相談・苦情については、事業所責任者及び担当者が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し担当者、管理者に引き継ぎます。

● その他公的機関においても、相談ができます。

川崎市宮前区役所 高齢・障害課	044-856-3242
神奈川県国民保険団体連合会 介護苦情相談課	0570-022110 045-329-3447

9. 運営法人の概要

事業者	SHOUBU 株式会社
代表者	代表取締役 小松 証
所在地	〒216-0042 神奈川県川崎市宮前区南野川 1 丁目 31 番 5 号

訪問看護サービス説明書

1. サービスの内容

- 1) 「訪問看護」は、ご利用者様の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- 2) 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- 3) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

2. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業者は、「訪問看護記録書」その他の記録を作成完成後5年間は適正に保管し、ご利用者様の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

事業所責任者：小松証

連絡先：044-740-9737

4. ご利用者様負担金

- 1) ご利用者様からいただくご利用者様負担金は、別表の通りです。
- 2) この金額は、介護保険・医療保険の法定利用料に基づく金額です。
- 3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅支援専門員から説明のうえ、ご利用者様の同意を得ることになります）
- 4) ご利用者様負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行し、口座振替にて毎月26日（祝日休日の場合は翌営業日）に、ご指定の金融機関の口座から引き落としをさせていただきます。
（注）交通費は、事業者の通常のサービス地域をこえる場合にのみ必要となります。

5. キャンセル

- 1) ご利用者様がサービスの利用を中止する際、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 : 044-740-9737

- 2) ご利用者様の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、ご利用者様の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料金 サービス利用日の当日の利用者負担額

6. その他

- 1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねます。
- ②看護師等は、ご利用者様の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、遠慮させていただきます。
- ④看護師等は、感染防止及び衛生を保つため訪問時にマスク・エプロン・手袋等を着用させていただきます場合がございます。
- ⑤サービスを提供する際に訪問直後、処置前後、帰る際に洗面所及びトイレをお借りする場合がございます。
- ⑥サービスを提供する際、処置に必要な消耗品等の備品のご用意をお願いする場合がございます。